

# 日本における昨年1年間の倒産関係の 立法・運用状況

園尾隆司\*

日本における昨年1年間の倒産処理の動向において特徴的なのは、企業倒産件数が前年よりもさらに減少していることです。民間の調査機関による企業倒産件数調べによれば、日本における企業倒産件数は、2008年のリーマンショックの際に前年より若干増加しましたが、その後6年間にわたって減少を続けています。2014年度においても、企業倒産件数は、前年度を下回る数値となっています。

企業倒産件数の減少の要因としては、企業倒産を増加させないための経済政策が行われていることが上げられます。企業倒産を増加させないための経済政策の中で重要なのは、準則型私的整理（公正な私的整理基準に従った私的整理）を増加させることです。2003年以降、政府と堪能な倒産実務家の共同作業としての公正な私的整理基準の策定が行われ、それに従った私的整理の促進が図られています。公正な私的整理基準に基づいた私的整理が達成された場合には、当該企業は倒産企業として扱われないため、私的整理基準に基づいた私的整理の増加は、企業倒産件数を減少させることに貢献

---

\* Of Counsel, Nishimura & Asahi, Japan

しています。2014年の会社更生事件の申立ては2社にとどまりましたが、これもそのような経済政策の進行の結果だといえます。

昨年1年間に倒産した企業のうち、法的整理によって処理がされたもの（裁判所に申し立てて倒産事件として処理がされたもの）の割合が97%に達しました。これは、企業倒産のほぼすべてについて法的整理が行われたことを意味します。法的整理件数は、2000年以前には、全企業倒産件数（注1）のうち、20%又はそれより少ない割合しかありませんでした。

しかし、1999年に東京地裁において運用が開始された少額管財手続が東京や大阪地区を中心とした大都市地域に広がり、零細な倒産企業が、裁判所の破産手続により公正な整理をする件数が急激に増加しました。この手続が2004年に新しく制定された破産法において採用された結果、倒産企業の大部分が破産その他の法的整理の申立てをするようになり、昨年の統計で見ると、倒産企業のうちの97%について法的整理の申立てがされています。そのため、現在では、倒産企業の経営者が夜逃げや整理屋（悪質コンサルタント）による不公正な債務整理が行われることはなくなっています（注1）。

立法に関しては、東アジア倒産再建協会の創設をリードされた高木新二郎先生が提唱されてきた私的整理における多数決に法的効力を付与する構想の立法化に向けた検討が進められています。すなわち、事業再生実務家協会が実施する事業再生ADRにおいて多数決により再生計画が成立した場合には、これに法的効力を付与する仕組みの立法化に向けて、関係者による作業が進行しています。

現在の日本の倒産手続に残された課題は、経営の破綻に瀕した企業について、できるだけ早期に公正な私的整理又は法的再建手続の申立てをすることです。この目的のために、現在、さまざまな努力がされています。

昨年 1 年間の成果の中で注目されるのは、「経営者保証に関するガイドライン」の運用の開始です。このガイドラインは、金融庁と中小企業庁が共同でその策定の推進を図ったものであり、2014 年 2 月 1 日から適用されています（注 2）。

このガイドラインは、経営者保証をした個人が、企業の債務整理と並行して、自己の債務の整理をする方法を定めたものです。経営者保証があることによって、企業が事業再建に着手する時期が遅れるという指摘に応えたものです。このガイドラインに基づき、経営者保証をした個人について、自宅や自動車を残した債務整理計画を立案して金融機関の了解を得た事例の紹介が法律雑誌に紹介されるようになってきています（注 3）。今後、債権者と債務者の双方がこのような努力を継続して、より早期に企業再建に着手する環境を作っていくことが、現在の日本の倒産処理の課題であると考えています。

## (注1) 日本における倒産事件と企業倒産件数

年度	破産	民事再生	会社更生	特別清算	倒産事件計	企業倒産 件数
2000	3,203	757	15	272	4,247 [22.4%]	18,926
2010	10,664	480	10	342	11495 [91.3%]	12,587
2014	8,440	290	2	312	9,044 [97.0%]	9,323

※帝国データバンク調べ、1000万円以上の法人、4月1日～3月31日。

(注2) 「経営者保証に関するガイドライン」策定の経過は、次のとおりである。

2013年1月、金融庁と中小企業庁は共同で、「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置して、同年5月、ガイドラインを策定することが相当であるとする研究会報告書を作成した。この報告書に基づいて、2013年8月に日本商工会議所と全国銀行協会が「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置し、この研究会において、2013年12月、経営者保証ガイドラインが策定され、2014年2月、その運用が開始された

(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/>)。

(注 3) 須藤英章・富永浩明「事業再生 ADR において、経営者保証  
ガイドラインの利用により保証人である社長の自宅を残す債務整理  
案が成立した事案」金融法務事情 1 9 9 3 号 (2014 年) 6 頁。

以上。